

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たの翌日には、
当たの日は、
が休きる)

鳥取県告示第九百四十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- ◇告示 保険医療機関等の指定(保険課)
 - 豚等の移入の禁止(畜産課)
 - 土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)(農村整備課)
 - 開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
 - 都市計画事業の認可(〃)
- ◇選管告示 政治団体の設立の届出
- 建築基準法による道路の位置の指定(建築課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)
 - 遊技機の型式の検定の取消し(〃)

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
梅沢産婦人科医院	鳥取市南吉方三丁目五二三	平成四年十二月一日
川西歯科医院	境港市上道町一八九五一	"
音田歯科医院	倉吉市西倉吉町二一	"
たむら調剤薬局	東伯郡東郷町大字旭七七二	"
トーゴー薬局	鳥取市西町五丁目一三三一一	"
津村薬局	倉吉市山根六〇三一一	"
民本医院	八米子市旗ヶ崎七丁目二五一一	平成四年十二月三日

龍田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八一八	平成四年十二月六日	熊本県球磨郡の区域
井奥産婦人科医院	倉吉市仲ノ町七七〇	"	
池原整形外科医院	米子市日原八〇四二二	平成四年十一月八日	
岸歯科医院	鳥取市来広温泉町一六三	平成四年十二月十二日	
谷口歯科医院	東伯郡羽合町大字久留一八一	平成四年十二月十三日	
横浜小児科内科医院	鳥取市覚寺五六一	平成四年十二月一日	
栄町クリニック	鳥取市栄町二一一一	"	
ひまわり内科クリニック	鳥取市雲山一四三一三八	"	
つくだ医院	倉吉市中江三二七一三	"	
ひまわり薬局	東伯郡大栄町大字瀬戸五三一	"	

鳥取県告示第九百四十二号

船岡町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）隼福地区農業用排水、農道整備及び暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成四年十二月十五日

鳥取県告示第九百四十三号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上米積地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）上米積地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定した

ので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十五号

次の開発行為に関する工事が完成したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十一月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年二月二十六日 鳥取県指令受鳥土維第五百六十二号

代表取締役 小林群之助

二 工区に含まれる地域の名称

鳥取市徳尾字常念田、字開発及び字割符（第二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町新通り二丁目二五一

有限会社鳥取住宅工業

代表取締役 森 泰造

鳥取県告示第九百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第九百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・六・二号旧袋川通り左岸線

三 事業施行期間

平成四年十二月十五日から平成九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市弥生町地内
2 使用の部分 なし

一 開発許可の年月日及び番号
平成四年四月二十一日 鳥取県指令受鳥土維第十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町東二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字北山四八

小林電器株式会社

鳥取県告示第九百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用

する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により次のとおり告示する。

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成四年十二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

- 一 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 三・四・八号宮下十六本松線及び三・五・六号大工町土居叶線
- 二 施行者の名称
鳥取県
- 三 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目二二〇
- 四 事業地の所在
鳥取市東町一丁目二二〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

鳥取県告示第九百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成四年十二月九日次とのおり指定したので、建築

平成四年十二月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 尾 義 男

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市湖山町北二丁目 三〇三一 ほくしん株式会社	倉吉市伊木字土手根二 七〇一二の一部及び二 七八一四	幅員 六・〇〇メートル 延長 六六・六〇メートル
代表取締役 蒲生幹雄		

平成4年12月15日 火曜日

鳥取県公報

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

政治資金規正法（昭和三十二年法律第二百九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の收支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成四年十一月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 平成3年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 森原よしはる後援会

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（内訳別掲）

鳥取県公安委員会委員長 德田博同

平成四年十一月十五日

報告年月日 平成4年11月2日

(1) 収入総額	133,900円	合計	133,900円
ア 前年繰越額	0円	[寄附の内訳]	
イ 本年収入額	133,900円	法人その他の団体からの寄附	

遊技機の種類	型式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	C.R.グレイス	株式会社大一商会

政治団体の名称 西原ただよし後援会	代表者の氏名 米山潔	会計責任者の氏名 山下政義	主たる事務所の所在地 岩美郡岩美町大字浦富一〇三九	届出年月日 平成四年十一月二日	備考 その他の政治団体
(2) 支出の内訳	その他	133,900円	(2) 支出の内訳	その他	133,900円

政治活動費	133,900円
機関紙誌の発行費	133,900円
宣伝事業費	133,900円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第一百八十八号

次の遊技機の型式についてば、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十三年法律第二百一十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合して認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によつて認定する。

鳥取県公報

"	グレイス2	"	1 檢定を取り消した遊技機の種類、型式及び製造業者名 遊技機の種類 回胴式遊技機
"	シーソー3	"	2 型式 リノ
"	ワイワイファーム2	京楽産業株式会社	3 製造業者名 ニイガタ電子精機株式会社
"	C.Rジャババスク	"	
"	フィットネス2	"	1 檢定取消年月日 平成四年十一月十五日
"	ダービー物語	株式会社平和	
"	魅取伝説	"	
"	夢人想P-3	株式会社ソフィア	
回胴式遊技機	C H E R R Y B A R	エレクトロコインジヤン 株式会社	

鳥取県公安委員会告示第百十九号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第十一條第一項の規定に基づき、次のとおり遊技機の型式の検定を取り消したので、同条第二項の規定による告示する。

平成四年十一月十五日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司